

復興特別所得税に関するお知らせ

預金・公共債の利子や投資信託の分配金・譲渡益等に対し、
平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、
復興特別所得税として、所得税額×2.1%が追加的に課税されます。

当組合パンフレット等によっては、復興特別所得税の税率が表示されていない場合があります。これらの資料等は、現行の税率(20%)をもとに表記しておりますことから、実際のお受け取り金額と異なる場合がありますので、ご注意ください。

これに伴い、以下の税率で源泉徴収されます。

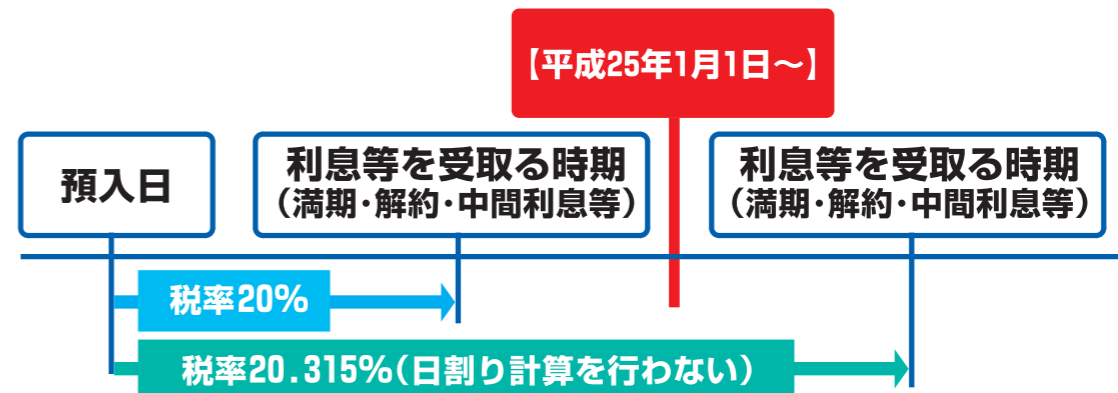
	～平成24年12月31日	平成25年1月1～ 平成25年12月31日	平成26年1月1～ 平成49年12月31日
預金・公共債の利子、 公社債投資信託の 分配金・償還益、 懸賞金 等	20% 〔所得税 15% 住民税 5%〕	20.315% 〔所得税 15% 復興特別所得税 0.315% 住民税 5%〕	
出資配当金	20% 〔所得税 20%〕	20.42% 〔所得税 20% 復興特別所得税 0.42%〕	
公募株式投資信託の 普通分配金・ 譲渡益 等	10% 〔所得税 7% 住民税 3%〕	10.147% 〔所得税 7% 復興特別所得税 0.147% 住民税 3%〕	20.315% 〔所得税 15% 復興特別所得税 0.315% ^(※) 住民税 5% ^(※) 〕

(※)上場株式等の配当・譲渡所得税等に係る軽減税率の適用期限が到来することによる税率の変更です。

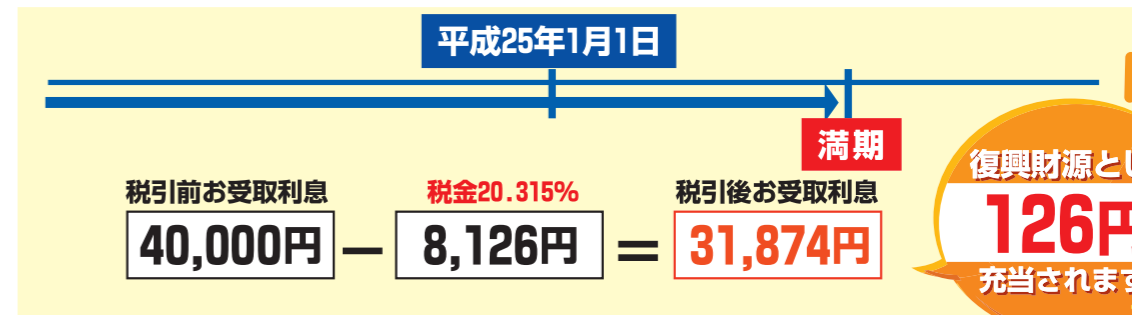
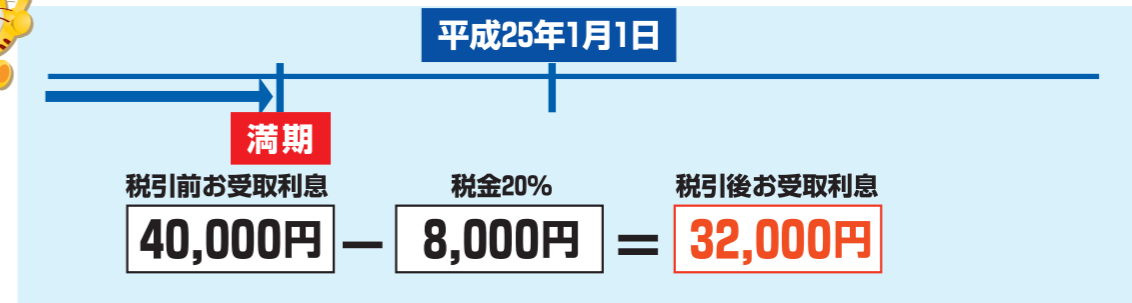
- 利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払を受けるべき利子等に対し、上記税率で源泉徴収されます(なお、内国法人等においては、公募株式投資信託の普通分配金等に対し、住民税は徴収されません)
- 普通預金は、平成25年1月1日以降にお支払いするお利息より復興特別所得税が課されます。
- 各種定期預金は、平成25年1月1日以降の満期時、中途解約時、中間払日にお支払いするお利息より復興特別所得税が課されます。(平成24年12月31日以前より、お預け入れ頂いている預金につきましても、一律復興特別所得税が課されます)
- 懸賞金は、対象となる懸賞金の入金日が平成25年1月1日以降となるものより復興特別所得税が課せられます。
- 個人向け国債の中途換金時に差し引かれる中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」から「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」となります。
- 公募株式投資信託の普通分配金や譲渡益等について、お客様が確定申告を行う場合には、「各年分の所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課税されます。
- 少額貯蓄非課税制度(マル優)、少額公債非課税制度(マル特)を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。

本紙は平成24年5月時点の情報をもとに作成しています。

【課税イメージ(定期預金の場合)】



例えば 定期預金に1,000万円を0.4%で
1年間お預入頂いた場合のお利息比較



復興財源として
126円が
充当されます。



■預金利息の場合、利息計算期間が平成25年1月1日をまたぐ場合でも、復興特別所得税が適用されます。この際、日割計算は行われず、20.315%の税率が適用されます。

※受取利息は、1年を365日とした単利扱いで計算させていただいております。(閏年により日数が前後する場合は、実際の受取金額とは若干異なる場合があります。)

※詳しくは窓口までお問い合わせ下さい。